

財務省

○農林水産省告示第七号
経済産業省

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、同項第一号及び第二号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

一 農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金は、同号の認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従って海外において実施する法第二条第五項に規定する事業再編に必要な長期の資金とする。

二 法第二十六条第一項第二号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金は、同号の認定事業参加事業者が認定事業参加計画に従って海外において実施する法第二条第六項に規定する事業参加に

必要な長期の資金とする。

附 則

この告示は、法の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。